

専決処分した事件の承認について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成27年4月27日提出

霧島市長 前田 終 止



専決第3号

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年3月31日

霧島市長 前田 終止



霧島市条例第22号
平成27年3月31日

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長



霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第12条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

第27条第1項第2号中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年霧島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第1条を次のように改める。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。